

自治会長 各位

地域コミュニティ課長 藤田 清純

令和6年度コミュニティ施設等整備事業補助金申請予定調査について（依頼）

毎年コミュニティ施設等整備事業補助金につきましては、予算を大幅に超える申し込みが続いており、来年度も同様の状況が予想されます。

このため、各自治会の希望を早期に集約させていただき、補助金必要額を把握するため、令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）の工事予定について、調査を実施することといたしますので、期限までに必要書類の提出をお願いします。

なお、この予定調査票で提出していただいたもの以外は、来年度の補助は原則的に認められませんので、漏れのないようご提出ください。

- 1 提出書類 別紙調査票（工事区分ごとに提出）及び  
見積書（今年度発行されたもの）の写し  
※集会所修繕の場合は、現況写真が必要です。
- 2 提出期限 令和5年9月15日（金）
- 3 提出先 地域コミュニティ課
- 4 補助金額

事業名	補助率		補助限度額	備考
①集会所施設整備事業	工事精算額の1/2以内		60万円	①～③のうち、いずれか一つの事業に限ります。
②放送施設整備工事	新設	工事精算額の1/2以内	25万円	
③掲示板整備事業	増設、修繕		13万円	
④アンプ更新工事 <u>（アンプ本体のみ）</u>	新設、増設	工事精算額の1/2以内	20万円	
	修繕		10万円	
⑤防犯灯整備事業	防犯灯器具新設 （LED限定）	工事精算額の1/2以内	1基につき 1.5万円	設置希望場所の 地図を添付
	小柱工事		1柱につき 2.5万円	
⑥耐震対策事業	耐震診断	工事精算額の1/2以内	25万円	木造
			40万円	非木造
	耐震設計		15万円	木造
			50万円	非木造
耐震工事	500万円			

## 5 注意事項

- (1) 集会所施設整備工事は、事業費総額3万円未満、放送施設及び掲示板整備工事は、事業費総額2万円未満の工事は補助対象となりません。
- (2) 新設された防犯灯は、自治会管理となり、電気代及び修繕についても自治会でお願ひします。(電気代については、一部交付金で対応します。)
- (3) 防犯灯の設置は、原則、四国電力柱またはNTT柱にして下さい。
- (4) 防犯灯設置工事業者は、四国電力の引込線工事認定店又は外灯工事認定店でお願いひします。(別紙をご参照ください)
- (5) 防犯灯新設の場合は、別紙の「防犯灯新設の場合の考え方」を確認してください。
- (6) 耐震対策事業は、昭和56年5月31日以前に工事に着手した旧耐震基準に基づいて建築された集会所に限ります。
- (7) **今回の調査は事前調査であり、補助金の申請ではありません。**(今回の調査は、工事内容等を査定し、来年度の予算要望をするためのものです。工事実施が可能な場合は、来年4月以降、市から各自治会へ補助金申請書類を送付します。工事はその書類を提出後、補助決定を受けてからとなります。) **また、申請件数が多い場合、予算の都合上、来年度の補助ができない場合や次年度へ繰り越す場合(この場合も連絡します)もありますので、ご理解をお願いします。**
- (8) **すでに来年度の計画として、ご相談、ご提出をいただいている場合も改めて書類(調査票、見積書(今年度発行されたもの)及び現況写真)の提出をお願いします。**

(問い合わせ先) 市民環境部地域コミュニティ課 小野・高橋 電話65-1218

# 令和6年度 集会所施設等修繕工事予定調査票

提出日 令和 年 月 日  
校区

1	自治会名			
2	会長氏名		連絡先 電話番号	
3	自治会館名			
4	予定している工事区分	※該当する番号と ( ) 書き内区分の両方に○をつけてください		
1. 集会所施設整備 (増築・改修・修繕)		2. 放送施設整備 (新設・増設・修繕) アンプ更新 有・無		
3. 掲示板整備 (新設・増設・修繕)		4. 防犯灯新設 (LED限定) 灯 (小柱工事あり 灯・なし)		
5. 耐震対策事業 (耐震診断・耐震設計・耐震工事)				
5	現況 (なるべく詳しく)			
6	事業計画の概要 (箇条書きで)			
7	事業費 (消費税込)		※見積書のコピーを添付してください。	
8	予定工期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
9	工事箇所の位置図・写真		別紙添付 (工事箇所がわかるように住宅地図など) ※写真については、集会所整備の場合のみ必須	
10	備考 (関係者連絡先等)			

**【提出期限】令和5年9月15日(金)**

**【提出先】** 地域コミュニティ課

**【問合せ先】** 地域コミュニティ課 小野・高橋 電話65-1218 FAX65-1255

※注意事項・・・

- ① 1～3の事業は、同一年度においては、いずれか一つの事業しか実施できません。
- ② 放送施設、掲示板の新設とは、現在、放送施設、掲示板を持たない自治会が施設を設置する場合をいう。防犯灯は新規または移設が補助対象。ただしLEDに限る

令和6年度 集会所施設等修繕工事予定調査票

記入例

校区 ( )

1	自治会名	地域コミュニティ自治会		
2	会長氏名	〇〇 〇〇	連絡先 電話番号	連絡がとれやすい もの
3	自治会館名	〇〇〇自治会館	アンプ更新有・無に○印を記入	
4	予定している工事区分	※該当する番号と ( ) 書き内区分の両方に○をつけてください		
1. 集会所施設整備 (増築 <input checked="" type="radio"/> 改修 <input type="radio"/> 修繕)		2. 放送施設整備 (新設 <input type="radio"/> 増設 <input checked="" type="radio"/> 修繕) アンプ更新 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		
3. 掲示板整備 (新設・増設・修繕)		4. 防犯灯新設 (LED限定) <input checked="" type="radio"/> 3 灯 (小柱工事 <input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし <input type="radio"/> 2 灯 )		
5. 耐震対策事業 (耐震診断・耐震設計・耐震工事)				
5	現況 (なるべく詳しく)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の自治会館は昭和30年の建築であり、かなり老朽化しており、最近では外壁の塗装がはがれて傷みもひどく、さらには雨漏りまでしており、大変苦慮している。そのため、塗装及び屋根補修工事を行いたい。</li> <li>・区域内の下水道工事が近々完成予定であり、下水道への接続及びトイレの水洗化もしたい。</li> <li>・和室のエアコン〇台が老朽化しており、使用に耐えないので交換したい。</li> </ul>				
6	事業計画の概要 (箇条書きで)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁塗装工事 〇〇〇〇〇円</li> </ul> 等		補助金額は、全体工事 $90万円 \times 1/2 = 45万円$ (上限60万円)となります。*ただし、 補助額の上限は、放送施設・掲示板、防犯 灯それぞれ違いますので、依頼文を確認し てください。		
7	事業費 (消費税込)	900,000円	※見積書のコピーを添付してください。 事業費が130万円を超える工事の補助金を申請する際には見積書が2社以上、必要になります。	
8	予定工期	令和6年 6月 1日 ~ 令和6年 7月30日		
9	工事箇所的位置図・写真	別紙添付	別紙添付 (工事箇所がわかるように住宅地図など) ※写真については、集会所整備の場合は必須	
10	備考 (関係者連絡先等)			
自治会長・・・〇〇〇 (〇〇-〇〇〇〇) 会計担当・・・〇〇〇 (〇〇-〇〇〇〇)				

【提出期限】令和5年9月15日(金)

【提出先】地域コミュニティ課

【問合せ先】地域コミュニティ課 小野・高橋 電話65-1218 FAX65-1255

※注意事項・・・

①1～3の事業は、同一年度においては、いずれか一つの事業しか実施できません。

②放送施設、掲示板のの新設とは、現在、放送施設、掲示板を持たない自治会が施設を設置する場合をいう。防犯灯は新規または移設が補助対象ただしLEDに限定

## 防犯灯の新設（LED 限定）を希望される場合について（お願い）

令和6年度に、防犯灯を新設する予定のある場合は、工事予定調査票の防犯灯の欄に記入し、設置場所の地図を添付して提出して下さい。

提出される際には、「防犯灯を新設する場合の考え方」を再度ご確認のうえ、各自治会で必要な灯数をご記入下さい。

なお、「防犯灯を新設する場合の考え方」に、当てはまらない場合は、補助の対象とならないこともありますので、ご注意下さい。

自治会ごとに設置灯数の制限はありませんが、要望調査後に、灯数の調整をさせていただくことがあります。

今回の調査票の提出期限までに提出がない場合は、補助の対応ができないこともありますので、必ず期限内にご提出をお願いします。

### ※防犯灯（LEDのみ）を新設する場合の考え方

#### <設置場所>

- ・多くの市民が通行する道路を照明する場所
- ・防犯上、危険と認められ、小中学生等の通学がある場合
- ・設置により農作物等に悪影響を与えることのない箇所
- ・原則、住宅地にある四国電力柱又はNTT柱（各事業者には自治会で添架承諾を得ること）
- ・近隣住民の設置同意を得た箇所

#### <設置間隔>

- ・上記の基準を満たしたうえで、原則、電柱2本に1本間隔以上